

## 山梨県立大学研究員規程

(平成22年4月1日制定 大学第3103号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学（以下「本学」という。）における研究員の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(研究員の受入れ)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、研究に従事しようとする者を本学の研究員として受け入れることができる。

- (1) 本学の教員が学外の研究者と山梨県立大学共同研究取扱規程第2条に規定する共同研究をする場合
- (2) 本学の教員が特定の研究の発展のために、学外の研究者の協力を必要とする場合
- (3) 大学(本学を除く。)又は高等専門学校教員がその専攻する学問分野の研究に専念し教授能力を向上させる目的で、本学において研究の指導を受ける場合
- (4) 前三号に準じる場合

(研究員の申請)

第3条 研究員を受け入れようとする教員は、研究員受入申請書（第1号様式）に研究員受入調書（第2号様式）を添えて、所属する学部、研究科又は専攻科の長（以下「学部長等」という。）に提出する。

2 研究員として受け入れられることを希望する者が、国内外を問わず、国、地方公共団体、大学、民間企業その他の機関に所属している場合は、当該所属機関の長の承諾書（第3号様式）又は推薦書を添付しなければならない。

(研究員の許可等)

第4条 学部長等は、前条第1項の研究員受入申請書の提出があったときは、当該学部、研究科又は専攻科の教授会、研究科委員会又は専攻科委員会で審査を行い、適当と認められるものについては、研究員受入許可申請書（第4号様式）を、原則として受入希望日の1月前までに、学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の規定による書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、研究員として研究を許可する。

3 学長は、研究員として研究することを許可したときは、研究員受入許可書（第5号様式）により当該学部長等に通知する。

4 学長は、研究員として研究することを許可した者から請求があったときは、研究員受入許可書（第6号様式）を交付することができる。

(研究期間等)

第5条 研究員の研究期間は、1年以内とする。ただし、研究期間更新申請書（第7号様式）を提出して学長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の場合においては、前条の規定を準用する。

(身分等)

第6条 研究員と本学との間には、いかなる身分関係も生じない。

2 給与その他の給付は、研究員には、一切支給しない。

(研究上の便宜)

第7条 研究員には、本学の教育研究その他本学の運営上支障のない範囲内において、研究上必要とする便宜を与えることができる。

(遵守義務)

第8条 研究員は、本学の諸規則を遵守するとともに学長の指示に従わなければならない。

(許可の取消)

第9条 研究員が次の各号に該当するときは、学長は、当該研究員の受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 本学の諸規則に違反したとき。
- (2) 本学の運営に重大な支障を与えたとき。

(3) 疾病等の理由により、研究を継続することが不相当と認められるとき。

(4) その他学長が研究員として不相当と認めたとき。

(証明書の交付)

第10条 研究員の身分及び研究期間の証明に関して、当該研究員から請求があったときは、学長は、証明書を交付することができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月14日から施行する。

(研究員の受入れの特例)

2 当分の間、学長は、第2条各号のいずれかに該当する場合のほか、本学が実施する文部科学省の補助事業である「域外人材活用プロジェクト」に参加しようとする者（以下「プロジェクト参加者」という。）が本学において研究の指導を受ける場合、プロジェクト参加者を本学の研究員として受け入れることができる。

3 プロジェクト参加者には、第6条第1項の規定にかかわらず、研究員を委嘱する。

4 前項の規定により委嘱を受けた研究員には、第6条第2項の規定にかかわらず、研究費を支給することができる。

5 プロジェクト参加者に係る申請、許可等の手続については、別に定める。

第1号様式（第3条関係）

## 研究員受入申請書

年 月 日

学部長・研究科長・専攻科長 殿

所 属  
職・氏名

次の者を研究員として受け入れたいので、山梨県立大学研究員規程第3条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

- 1 所属機関
- 2 職名
- 3 氏名
- 4 受入れ必要事由

第2号様式（第3条関係）

研究員受入調書

氏名		生年月日			
		性別	男・女	年齢	歳
現住所					
受入期間中の居所					
所属機関・職名					
最終学歴・学位					
主な職歴					
研究題目					
研究の目的及び概要					
研究期間	年 月 日 から 年 月 日 まで ( か月)				
受入責任者 所属・職・氏名					
備考					

第3号様式（第3条関係）

承 諾 書

年 月 日

山梨県立大学長 殿

所 属  
住 所  
所属長

印

次の者を山梨県立大学が研究員として受け入れることを承諾します。

1 職・氏名

2 研究期間 年 月 日 から 年 月 日まで

第4号様式（第4条関係）

## 研究員受入許可申請書

年 月 日

山梨県立大学長 殿

学部長・研究科長・専攻科長

年 月 日付けで本学部・研究科・専攻科 から申請のあった研究員の受け入れについては、年 月 日の教授会・研究科委員会・専攻科委員会で審査した結果、次のとおり受け入れることが適当と判断しましたので、山梨県立大学研究員規程第4条第1項の規定に基づき申請します。

### 1 研究員

(1) 所属機関

(2) 職 名

(3) 氏 名

### 2 審査の経緯

### 3 許可を適当と判断する理由

### 4 その他

第5号様式（第4条関係）

## 研究員受入許可書

年 月 日

学部長・研究科長・専攻科長 殿

山梨県立大学長

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次のとおり許可し、山梨県立大学研究員規程第4条第3項の規定に基づき通知します。

- 1 受入責任者
  - (1) 職 名
  - (2) 氏 名
  
- 2 研究員
  - (1) 所属機関
  - (2) 職 名
  - (3) 氏 名
  - (4) 受入期間

第6号様式（第4条関係）

## 研究員受入許可書

年 月 日

殿

山梨県立大学長

次のとおり、本学における研究員としての研究を許可します。

1 研究内容

2 研究期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

## 研究期間更新申請書

年 月 日

学部長・研究科長・専攻科長

殿

学部・研究科・専攻科  
職・氏名

山梨県立大学研究員規程第5条第1項の規定に基づき、次のとおり研究期間の更新を申請します。

1 研究員

- (1) 所属機関
- (2) 職 名
- (3) 氏 名

2 研究内容

3 更新理由

4 研究期間

(1) 更新前

年 月 日 から 年 月 日

(2) 更新後

年 月 日 から 年 月 日